

秋田県大腸がん検診実施要領の一部改正について

1 改正要旨

- (1) 検診実施機関における検診結果の保存期間を最低5年とすることとする。
- (2) 様式例4の調査項目を、一部変更することとする。

2 施行日

平成29年4月1日